

議案第 21 号

平成 24 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

平成 24 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 17,157 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 526,433 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 25 年 3 月 8 日提出

津和野町長 下 森 博 之

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		177,739	△1,197	176,542
	1 使用料	177,481	△1,197	176,284
3 国庫支出金		72,272	△5,958	66,314
	1 国庫補助金	72,272	△5,958	66,314
5 繰入金		119,960	9,462	129,422
	1 他会計繰入金	119,960	9,462	129,422
6 諸収入		12,923	5,036	17,959
	2 雑入	12,911	5,036	17,947
7 町債		157,400	△24,500	132,900
	1 町債	157,400	△24,500	132,900
歳入合計		543,590	△17,157	526,433

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 簡易水道事業費		347,813	△17,046	330,767
	1 水道管理費	113,754	10,927	124,681
	2 施設整備費	234,059	△27,973	206,086
2 公債費		195,777	△111	195,666
	1 公債費	195,777	△111	195,666
歳 出 合 計		543,590	△17,157	526,433

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 簡易水道事業費	1 水道管理費	中座地区下水道管布設工事に伴う配水管移設工事	10,922

第3表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業	157,400	証書借入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 し、利率の 見直しを行 った後にお いては当該 見直し後の 利率)	借入先の定 めるところ による。た だし、据置 期間及び償 還期間を短 縮し、若し くは延長 し、繰上償 還又は低利 に借換えす ることがで きる。	132,900	証書借入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 し、利率の 見直しを行 った後にお いては当該 見直し後の 利率)	借入先の定 めるところ による。た だし、据置 期間及び償 還期間を短 縮し、若し くは延長 し、繰上償 還又は低利 に借換えす ることがで きる。

平成 24 年度 津和野町簡易水道事業特別会計

歳入歳出補正予算事項別明細書

2 歳 入

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
2		使用料及び手数料	177,739	△1,197	176,542
	1	使用料	177,481	△1,197	176,284
		1	使用料	177,481	△1,197
3		国庫支出金	72,272	△5,958	66,314
	1	国庫補助金	72,272	△5,958	66,314
		1	水道事業国庫補助金	72,272	△5,958
5		繰入金	119,960	9,462	129,422
	1	他会計繰入金	119,960	9,462	129,422
		1	一般会計繰入金	119,960	9,462
6		諸収入	12,923	5,036	17,959
	2	雑収入	12,911	5,036	17,947
		1	雑収入	12,911	5,036
7		町債	157,400	△24,500	132,900
	1	町債	157,400	△24,500	132,900
		1	水道事業債	157,400	△24,500

(津和野町簡易水道事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 給水収入	△1,197	1 現年度分	
1 水道事業国 庫補助金	△5,958	1 水道事業国庫補助金	
1 一般会計繰 入金	9,462	1 一般会計繰入金	
1 雑 入	5,036	1 雑入	△234
		2 簡易水道統合整備工事に伴う消火栓設置負担金	95
		3 町道笹ヶ谷線道路改良工事に伴う送配水管移設補償費	△100
		4 公共下水道工事に伴う配水管移設補償費	5,918
		5 県道津和野田万川線改良工事に伴う配水管移設補償費	△945
		6 公共下水道工事に伴う消火栓設置負担金	302
1 簡易水道事 業債	△24,500	1 簡易水道事業債	

3 歳 出

(款) 1 簡易水道事業費
(項) 1 水道管理費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
1		簡易水道事業費	347,813	△17,046	330,767	△15,849	△1,197
	1	水道管理費	113,754	10,927	124,681	12,124	△1,197
		I 水道管理費	113,754	10,927	124,681	諸収入 4,941 繰入金 7,183	△1,197

(津和野町簡易水道事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	△146	1 事業費	10,927
		(1) 水道管理費	10,927
2 給料	23	報酬	△146
		委員報酬	△146
3 職員手当等	18	給料	23
		一般職給料	23
4 共済費	△133	職員手当等	18
		期末勤勉手当	△6
11 需用費	1,000	時間外勤務手当	△100
		扶養手当	△65
12 役務費	101	住居手当	189
		共済費	△133
13 委託料	△205	共済組合	38
		共済組合事務費	△1
15 工事請負費	10,348	共済組合追加費用	△170
		需用費	1,000
27 公課費	△79	修繕料	1,000
		役務費	101
		手数料	101
		委託料	△205
		検針委託料	△100
		水道事業会計システム導入委託料	△105
		工事請負費	
		公課費	△79
		消費税	△79

(款) 1 簡易水道事業費
 (項) 2 施設整備費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2		施設整備費	234,059	△27,973	206,086	△27,973
	1	水道施設整備費	234,059	△27,973	206,086	国庫支出金 △5,958 地方債 △24,500 諸収入 95 繰入金 2,390

(津和野町簡易水道事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
9 旅 費	△2	1 事業費	△27,973
		(1) 水道施設整備費	△27,973
11 需用費	△18	旅費	△2
		普通旅費	△2
13 委託料	△1,701	需用費	△18
		消耗品費	△18
15 工事請負費	△26,252	委託料	△1,701
		設計業務委託料	△1,701
		工事請負費	

(款) 2 公債費
(項) 1 公債費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2		公債費	195,777	△111	195,666	△111	
	1	公債費	195,777	△111	195,666	△111	
		2	利 子	41,587	△111	41,476	繰入金 △111

(津和野町簡易水道事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
23 償還金 及利息引料	△111	1 公債費 (1) 公債費 利息 償還金利息 及利息引料	△111 △111 △111 △111

給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	5	0	18,556	9,050	27,606	9,576	37,182	
補正前	5	0	18,533	9,032	27,565	9,709	37,274	
比較	0	0	23	18	41	△ 133	△ 92	

(単位：千円)

職員手当 の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	時間外勤務手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	宿日直手当
	補正後	757	6,680	576	238	600	189	
	補正前	822	6,686	676	238	600	0	
	比較	△ 65	△ 6	△ 100	0	0	189	
	区分	特殊勤務手当			合計	備考		
	補正後	10			9,050			
	補正前	10			9,032			
比較	0			18				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	23	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	23		
職員手当	18	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	18	扶養手当 △65 期末勤勉手当 △6 時間外勤務手当△100 住居手当 189	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア. 職員一人当たり給与

(単位：円)

区分		一般行政職	技能労務職
補正後	平均給料月額	312,682	—
	平均年齢	40.0歳	—
補正前	平均給料月額	307,602	—
	平均年齢	40.0歳	—

イ. 初任給

(単位：円)

区分	一般行政職	技能労務職	国の制度	
			一般行政職	技能労務職
高校卒	140,100	—	140,100	—
大学卒	172,200	—	172,200	—

ウ. 級別職員数

区 分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
補正後	1級	1	20.0	1級		
	2級			2級		
	3級	2	40.0	3級		
	4級			4級		
	5級	1	20.0	5級		
	6級	1	20.0	計		
	7級					
	計	5	100.0			
補正前	1級	1	20.0	1級		
	2級			2級		
	3級	2	40.0	3級		
	4級			4級		
	5級	1	20.0	5級		
	6級	1	20.0	計		
	7級					
	計	5	100.0			